

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：航空法等の一部を改正する法律案

規制の名称：操縦者に対する技能発揮訓練の義務付け（航空法第71条の5関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省航空局安全部安全政策課

評価実施時期：令和7年3月13日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 当該規制の新設によって生じる遵守費用の種類としては訓練受講に要する費用が想定される（行政費用は特段想定されない）。遵守費用を定量化することは困難であるが、3に記載のとおり、遵守費用の合計が年間10億円以上となることは到底見込まれず、個々の規制対象者の遵守費用についても1万円未満と見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸させ、又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加等の措置を講ずるとともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・令和6年1月に羽田空港において発生した滑走路への誤進入による航空機衝突事故を踏まえ、「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置し、滑走路における航空機等の衝突を防止するための安全対策の検討を行った。
- ・航空機の滑走路誤進入の主要因の1つとして操縦者のヒューマンエラーが挙げられることを踏まえ、当該検討委員会の中間取りまとめ（令和6年6月公表）において「自家用機等のパイロットを含む全てのパイロットに対するCRM訓練（技能発揮訓練）の義務付けを検討すべき」との提言がなされるなど、滑走路誤進入のリスクが高い空港等を利用する全ての操縦者に技能発揮訓練を実施させる必要性が高まっている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・操縦技能証明を有する者は、所定の期間内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録訓練機関」という。）等が行う技能発揮訓練を修了していなければ、滑走路誤進入のリスクが高い空港等（航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される、航空交通管制圏に係る空港等）において航空機を離着陸させる操縦等を行ってはならないこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・操縦技能証明を有する全ての者に対し、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を離着陸させる操縦等を行う場合に技能発揮訓練の修了を義務付けることにより、滑走路誤進入の発生が防止され、当該空港等における航空機の航行の安全の確保が図られる。なお、その効果について、現時点では本規制が滑走路誤進入の発生防止ほどの程度寄与するのかについて定量的に把握することは困難であるが、事後評価に向けては、滑走路誤進入による事故及び重大インシデントの発生件数を把握することをもって本規制の効果を把握することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・当該規制の新設により、従来は技能発揮訓練を受講せずに実施することができた行為が、技能発揮訓練を受講しなければ実施できなくなったため、遵守費用として当該行為の実施に当たり、技能発揮訓練を受講するための費用等が発生する。
- ・技能発揮訓練を受講するための費用は、当該技能発揮訓練を実施する登録訓練機関が設定するものであるた

め、一律かつ定量的に示すことは困難であるが、参考となる実績として、操縦者業界団体が同目的で自主的に実施している既存の CRM セミナー（所要 7 時間）の受講料が 20,000 円であること、また、今般義務付ける技能発揮訓練は 3 時間程度で実施させることを想定していることを踏まえると、技能発揮訓練を受講するための費用は 8,571 円程度と想定される。

- ・加えて今般、登録訓練機関に対し修了証明書の発行を義務付ける予定のところ、修了証明書発行に係る事務手数料が受講料に加算されることを勘案すると、パイロットが負担する費用は総額 9,000 円程度になると推計される。
- ・また、操縦技能証明を有する者が 2 年に一度受けなければならない特定操縦技能審査（法第 71 条の 3）の受審者数が年間 1,000～2,000 人程度であるところ、技能発揮訓練を受講しなければならない者の人数は、このうち航空交通管制圏に係る空港等において離着陸しない者を除いた人数であることから、最大でも約 4,000 人（2,000 人/年×2 年）であると考えられる。したがって、遵守費用の総額は最大でも約 36,000,000 円（9,000 円×4,000 人）と推計される。

<行政費用>

・今般、技能発揮訓練を義務化するに当たり、当該義務の履行を担保するため、航空交通管制圏に係る空港等において、航空局職員がパイロットの訓練受講状況を抜き打ちで検査することを想定している。当該検査に係る費用が行政費用として想定されるが、検査は抜き打ち（不定期）で実施する予定であり、検査のために航空局職員を常駐させる必要性もないことから、発生する行政費用は極めて軽微である見込みである。

<その他の負担>

—

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・管制通信の齟齬を防ぐためには CRM（乗員間のコミュニケーション等）の重要性の再認識と強化も必要。
- ・小型機等のパイロットへの CRM の浸透は重要であるが、航空局で主導的に教育訓練の体制や仕組みを整えてもらいたい。

※羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の委員である有識者及び関係団体（定期航空協会、日本航空機操縦士協会）から聴取。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会（令和 6 年 1 月 19 日、同年 2 月 15 日、同月 28 日、同年 3 月 27 日、

同年4月26日、同年5月27日、同年6月24日)

<関連する会合の議事録の公表>

・https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk13_000045.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和12年度であり、それまでに事後評価を実施予定。